

洲本市地域防災計画

第7編 南海トラフ地震防災対策推進計画

修正案

令和6年2月

洲 本 市

目 次

第1節	総 則	1
第2節	関係者との連携協力の確保	3
第3節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項.....	4
第4節	南海トラフ地震情報の発表	12
第5節	時間差発生等における円滑な避難の確保等	15
第6節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	19
第7節	防災訓練計画	20
第8節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	21

第1節 総則

〔全部署〕

第1 推進計画の目的

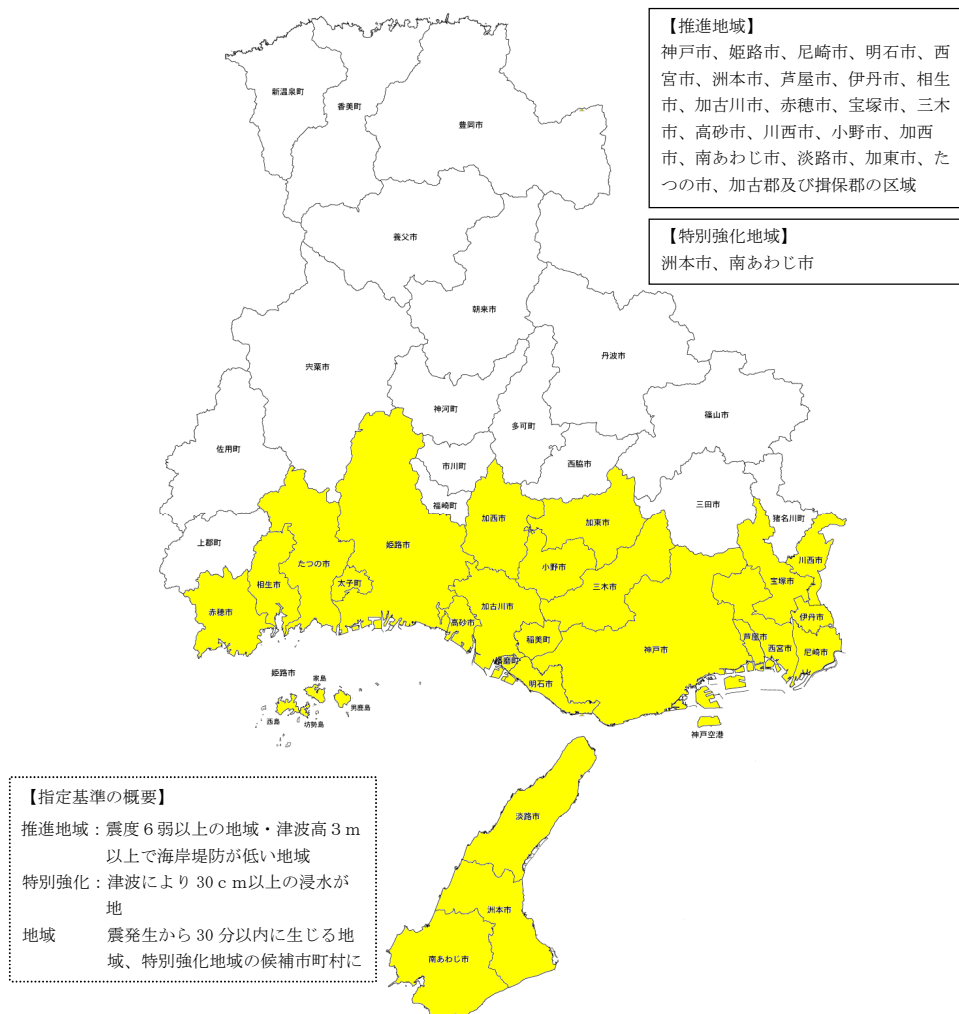
この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、市域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱については、「第1編 総則 第2節 市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」によるものとする。

第3 推進地域・特別強化地域

市は、南海トラフ特措法第3条に基づき「推進地域」に指定されているとともに、同法第10条による南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）に指定されている。



第4 減災目標

市は、本計画の理念と県が定める減災目標に基づき、県と連携を図りながら、以下の減災目標の実現を目指す。

〔減災目標〕



第2節 関係者との連携協力の確保

〔総務部消防防災課 健康福祉部福祉課 相互応援協定締結所管部署〕

第1 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保ができるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達等について計画を策定しておくものとする。
- (2) 市は、県に対して地域住民に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

2 人員の配置

市は、人員の配備状況を都府県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、洲本市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2 他機関に対する応援要請

1 応援要請

市は、市長が必要と認める場合、若しくは各部が所管する協定に基づく各種応援の要請について、必要と認める場合は、あらかじめ調整した連絡先に対し、応援要請を行う。

また、協定等に定められた方法により要請を行うことを原則とするが、その暇が無いなど、やむを得ない場合については、連絡可能な手段により行う。

各部で応援要請を行った場合は、要請を行ったこと及びその後の経過について、災害対策本部事務局に連絡員等を通じ報告する。

なお、各種応援協定の内容については、資料編の「2 相互応援協定等に関する資料」に示す。

2 他都市への応援活動

県は、被災都道府県から応援の求めを受けた場合、特に必要があると認めるときは、県内市町に対して、被災市町村への応援を求めることができる。

市は、県から職員派遣等の要請を受けた場合には、積極的に支援を行う。

なお、職員を派遣する場合には、派遣先や支援内容に応じた職員の選定に努める。

第3 帰宅困難者（通勤・通学・観光客等）への対応

市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。

市中心部などにおいて、帰宅困難者（通勤・通学・観光客等）が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者（通勤・通学・観光客等）に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進める。

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

〔総務部各課 消防団 企画情報部広報情報課・魅力創生課 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局 財務部収納対策課 健康福祉部各課 教育委員会各課 各施設管理者 ライフライン事業者 警察署〕

第1 津波からの防護

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

なお、市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条の規定に基づき、推進地域として指定されており、本特別措置の推進に関しては、「第3編 地震災害応急対策編」並びに「第4編 津波災害応急対策編」の各施策の実施に合わせ対策を推進する。

1 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方

(1) 二つのレベルの津波の想定とその対策

- ① 住民避難を柱として、総合的防災対策を構築する上で設定する津波で、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（今般の東北地方太平洋沖地震）
住民の避難を軸に、土地利用、避難施設、防災施設などを組み合わせて、ソフト・ハードのとりうる手段を尽くした総合的な津波対策の確立を推進する。
- ② 防波堤など構造物によって津波の内陸への侵入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する津波（発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波）
海岸保全施設等は、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、比較的頻度の高い一定程度の津波高に対して、引き続き整備を進めていくことを基本とする。

2 津波に強いまちづくり

(1) 津波からの防護のための施設の整備等

市は、兵庫県の「津波防災インフラ整備計画」に基づき、県と連携し、市の特性に応じた効果的かつ効率的な津波対策を計画的・重点的に推進するよう努める。

① 港湾の整備

海上輸送の拠点となる港湾、特に洲本港（県管理）については、本市のみならず、淡路島南部地域にとって重要な港湾であることから、市は県と連携し、災害に強い港湾施設の整備等に努める。

② 河川、海岸施設の整備

市、県及び防災関係機関は、津波による被害のおそれのある地域において、防潮堤、防波堤及び水門等に係る河川、海岸及び港湾等の施設を整備する場合、津波に対する安全性に配慮した整備を促進する。

また、各施設の管理者は、津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、平時から管理の徹底を行う。

③ 市関連施設、災害時要援護者施設等の浸水危険性の低い場所への整備

やむを得ず浸水地域に立地する場合の建物耐震化や非常用発電機の設置場所の工夫等による防災拠点化を推進する。

④ 港湾における危険場所の周知

洲本港、由良港、都志港及び古茂江港における被害想定結果では、津波による被害が発生するおそれがあることから、市は、津波被害の危険性がある場所について、ハザードマップ等の

配布により周知するとともに、現地に標識、誘導表示及び案内板等を設置することで、防災意識の向上及び避難体制の整備を図る。

また、港湾施設利用者に対し、津波災害の特性について周知し、津波発生時における対応行動の普及を図る。

⑤ 漁港における危険場所の周知

被害想定結果及び過去の浸水実績に基づき、津波等による被害が発生するおそれがある漁港について、市は、被害の危険性がある場所をハザードマップ等の配布により周知するとともに、現地に標識、誘導表示及び案内板等を設置することで、防災意識の向上及び避難体制の整備を図る。

また、漁業者に対し、津波災害の特性について周知し、津波発生時における対応行動の普及を図る。

⑥ 河川、海岸における危険場所の周知

被害想定結果及び過去の浸水実績に基づき、津波等による被害が発生するおそれがある河川、海岸について、市は、被害の危険性がある場所をハザードマップ等の配布により周知するとともに、現地に標識、誘導表示及び案内板等を設置することで、防災意識の向上及び避難体制の整備を図る。

(2) 津波に強いまちの形成

① 避難対象地域の明示

市は、津波浸水予想地域（津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲）を基本として、避難対象地域（津波により避難が必要となることが想定される地域）を明示することとする。

津波浸水予想地域は、原則として、以下のとおりとし、バッファゾーン（浸水予測計算上は浸水しないが、予測の不確実性を考慮すると浸水のおそれのある区域）を考慮し、設定する。

ア 浸水が想定される地域

イ 南海トラフ地震防災対策計画を策定して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域として、南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定められた地域

ウ 海浜等

② 徒歩による避難を原則として、市域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

③ 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・避難ビル、避難路・避難階段などの計画的整備等により、津波に強いまちの形成を目指す。

④ 都市計画等との連携を図るための、まちづくりへの防災専門家の参画等を検討する。

(3) 避難関連施設の整備

避難関連施設の整備は、「第2編 災害予防計画 第2章第11節 避難所対策の充実」に定めるところによる他、下記の津波発生時における避難場所一覧を基本に、津波避難関連施設の整備、並びに避難所等の開設に係る手順等の習熟を図る。

① 浸水の危険性が低く、避難後も孤立しない場所への避難場所の整備

② 津波による危険が予想される地域における津波避難ビル等の確保

③ 避難路・避難階段の整備、安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫

④ 臨海部及び河川の下流地域、ゼロメートル地帯等の低地盤地域については、津波の危険性や堤防の決壊等を考慮し、避難地整備に併せて高潮対策施設の一体的な整備を行うなど、必要な措置を講じる。

(4) 津波避難ビルの指定

津波避難ビルについては、イオンリテール株式会社西近畿カンパニーと「津波時における一時避難施設として使用に関する協定」（平成23年8月19日）により「イオン洲本店」を指定し、大津波時における避難場所とする。

また、内閣府の「津波避難等に係るガイドライン」を参考に、津波避難ビルの検証を行い、順

次指定するように努める。

3 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置

(1) 津波避難対策緊急事業計画

市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第10条の規定に基づき、特別強化地域として指定されており、次に掲げる事業に関する計画（津波避難対策緊急事業計画）を別途定める。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備に関する事業
- ② 避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路の整備に関する事業
- ③ 集団移転促進事業
- ④ 集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であつて、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るため、特に配慮を要する者が利用する施設の整備に関する事業

(2) 対策計画の策定

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第7条の規定に基づく施設又は事業者は、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和元年5月 中央防災会議）」を踏まえ、津波に関する対策計画を策定する。

第2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は、以下のとおりとするほか、市は、次の事項にも配慮する。

（役割分担や連絡体制等の検討に当たって配慮すべき事項）

- 1 津波に関する情報の防災関係機関、地域住民等並びに防災関係機関に対する正確かつ広範な伝達
- 2 船舶に対する津波警報等の伝達
- 3 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置
- 4 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握
- 5 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があること

1 津波警報等、避難指示等の情報伝達体制の整備

市及び防災関係機関は、所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、市民等への津波警報等伝達の迅速化を図るとともに、休日、夜間等における津波警報等伝達の確実化を図るため、要員を確保するなど津波防災体制を強化する。

2 通報・通信手段の確保

市は、広域かつ確実に津波警報等を伝達するため、通報・通信手段を多様化するなど、信頼性の確保を図る。

また、市民等に対する情報伝達手段として、携帯電話（ひょうご防災ネット、エリアメール等）、サイレン、半鐘、津波フラッグ等多様な手段を活用することにより、海浜地への警報伝達の範囲の拡大に努める。

3 伝達協力体制の確保

市は、多数の人出が予想される港湾、漁港、船だまり、海水浴場、釣り場、海浜の景勝地等行楽地、沿岸部の工事地区等については、あらかじめ沿岸部の多数者を対象とする施設の管理者（漁

業協同組合等)、事業者(工事施工者等)、及び自主防災組織と連携して、これらの者との協力体制を確保するように努めるとともに、日頃より過去の事例等により啓発活動を行うよう努める。

4 津波監視体制等の確立

市は、津波の襲来に備え、震度4以上の地震が発生した場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、速やかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴等の津波監視体制をとり、津波情報の住民に対する通報・伝達に万全を期する。

なお、監視場所は、津波の高さを考慮して、津波の早期発見に適した場所で、監視人の安全を確保できる場所に設定する。

第3 避難指示等の発令基準、避難対象地区

1 避難指示等の発令基準

どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。

避難指示の発令基準は、原則として、以下の①、②のいずれかに該当する場合とする。

- ① 気象庁が「淡路島南部」又は「兵庫県瀬戸内海沿岸」に大津波警報、津波警報を発表した場合
- ② 強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、市長が避難の必要性を認めるとき
また、気象庁が「淡路島南部」又は「兵庫県瀬戸内海沿岸」に津波注意報を発表した場合は、原則、海水浴客、釣り客、漁業・港湾関係者等の海岸付近にいる者に対して、津波注意報の発表を知らせるとともに、立ち退き避難を呼びかける。さらに、津波による被害が発生するおそれがある場合は、避難指示の発令を検討する。

発令種別	津波情報、地震の状況	発令時期	発令対象区域
避難指示	大津波警報	自動*	避難対象地区 (別表)
	津波警報		
	強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、市長が避難の必要性を認めるとき	可能な限り速やかに	
注意喚起 (避難の呼びかけ)	津波注意報		海水浴客、釣り客、漁業・港湾関係者等の海岸付近にいる者に対して、立ち退き避難を呼びかける。

※地球の裏側から1日をかけて日本に押し寄せるチリ津波などの遠地津波の場合は、発表された津波注意報の区分に応じ、津波到達予想時刻が発表された場合にはそれも参考にして、避難指示等の発令時期を考慮する。

2 避難対象地区

地震発生時において、津波による避難指示等の対象となる地区は、以下に示す別表のとおりである。

なお、市は、別表に掲げる避難対象地区ごとに、次の事項について、関係する住民等にあらかじめ十分に周知を図る。

- ① 地区の範囲
- ② 想定される危険の範囲
- ③ 避難場所(屋内、屋外の種別)
- ④ 避難場所に至る経路
- ⑤ 避難指示等の伝達方法

- ⑥ 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
 ⑦ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

（別表）津波による避難指示を発令した場合の避難対象地区

対象地区	対象住民数等	備 考	
内町地区	海岸通一丁目	127世帯 191人	
	海岸通二丁目	136世帯 270人	
	山手一丁目	174世帯 280人	
	山手二丁目	72世帯 147人	
	本町一丁目	189世帯 343人	
	本町二丁目	137世帯 268人	
	本町三丁目	154世帯 263人	
	本町四丁目	132世帯 237人	
	栄町一丁目	27世帯 42人	
	小路谷	579世帯 814人	県道76号洲本灘賀集線から海側の区域に限る
外町地区	栄町二丁目	85世帯 137人	
	栄町三丁目	160世帯 300人	
	栄町四丁目	83世帯 146人	
	山手三丁目	76世帯 123人	
	本町五丁目	82世帯 144人	
	本町六丁目	116世帯 227人	
	本町七丁目	142世帯 261人	
	本町八丁目	178世帯 286人	
潮地区	炬口	14世帯 30人	
	炬口一丁目	147世帯 254人	
	炬口二丁目	168世帯 307人	
	塩屋一丁目	27世帯 52人	
	塩屋二丁目	151世帯 300人	
	塩屋三丁目	42世帯 59人	
	宇山一丁目	170世帯 313人	
	宇山二丁目	88世帯 167人	
物部地区	物部一丁目	701世帯 1381人	
	物部二丁目	250世帯 480人	
	物部三丁目	426世帯 822人	
上灘地区	相川組	18世帯 25人	沿岸部周辺
由良地区	由良一丁目	317世帯 486人	市道由良中央線から海側の区域
	由良二丁目	140世帯 237人	市道由良中央線から海側の区域
	由良三丁目	201世帯 358人	
	由良四丁目	299世帯 519人	
	由良町由良	367世帯 708人	
	由良町内田	190世帯 427人	市道内田線から海側の区域
中川原地区	厚浜	101世帯 189人	国道28号から海側の区域ならびに市道東中央道、市道厚浜学校線、市道石ヶ谷厚浜線、市道名古屋線で囲まれた区域
安乎地区	平安浦	518世帯 1106人	国道28号から海側の区域
都志地区	都志	316世帯 664人	主に住吉川下流部周辺

対象地区		対象住民数等		備考
	万歳	288世帯	568人	主に都志港周辺
鳥飼地区	鳥飼浦	561世帯	1109人	市道西の脇線以南の県道31号福良江井岩屋線から海側の区域

※世帯数及び人数については備考の内容を考慮していない（令和5年4月1日現在）

3 避難対策等の実施

避難対策等の実施については、「第4編 津波災害応急対策編 第3章 第4節 避難対策の実施」によるものとする。

第4 消防機関等の活動

消防本部及び消防団（水防団）は、津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点として、その対策を定める。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画策定等に対する支援
- (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

また、地震が発生した場合は、次の措置を行う。

- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (3) 水防資機材の点検、整備、配備

第5 水道、電気、ガス、通信

1 水 道

海岸付近の住民等の円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を講じる。

2 電 気

関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社（淡路配電営業所）は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。

また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施する。

3 ガ ス

洲本瓦斯株式会社は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。

4 通 信

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施する。

5 放送

- (1) 放送事業者は、放送が、居住者等及び観光客等への情報の迅速かつ正確な伝達のために不可欠なものであることから、大きな揺れを感じたときは、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対し、津波警報又は大津波警報等が発表される前であっても、迅速な避難を呼びかけるとともに、津波警報 又は大津波警報等の迅速かつ正確な報道に努める。
- (2) 放送事業者は、県、市、防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が、津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。
- (3) 放送事業者は、発災後も円滑な放送を継続し、津波警報 又は大津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じることとし、その具体的内容を定める。

第6 交通

1 道路

市は、警察、道路管理者等と事前に協議を行い、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し、市民に周知する。

2 海上

海上保安本部、港湾管理者及び漁港管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた海域監視体制の強化や船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施する。

港湾管理者及び漁港管理者は、津波襲来のおそれがある場合、港湾・漁港の利用者を避難させるとともに、速やかに津波襲来のおそれがある旨を周知する等の安全確保対策をとる。

第7 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

- ① 津波警報等の入場者等への伝達
- ② 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ④ 出火防止措置
- ⑤ 水、食料等の備蓄
- ⑥ 消防用設備の点検、整備
- ⑦ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、パソコンなど、情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

- ① 学校等は、本市の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置、当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）は、これらの者に対する保護の措置
- ② 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置（具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。）

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を、市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- ① 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- ② 無線通信機等通信手段の確保
- ③ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

この推進計画に定める避難所又は救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)の掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断する。

第8 迅速な救助

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

消防本部は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める。

2 実働部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

3 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

第4節 南海トラフ地震情報の発表

〔総務部消防防災課〕

第1 南海トラフ地震臨時情報

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や南海トラフ沿いの地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する。（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

＜南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件＞

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

＜「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件＞

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。

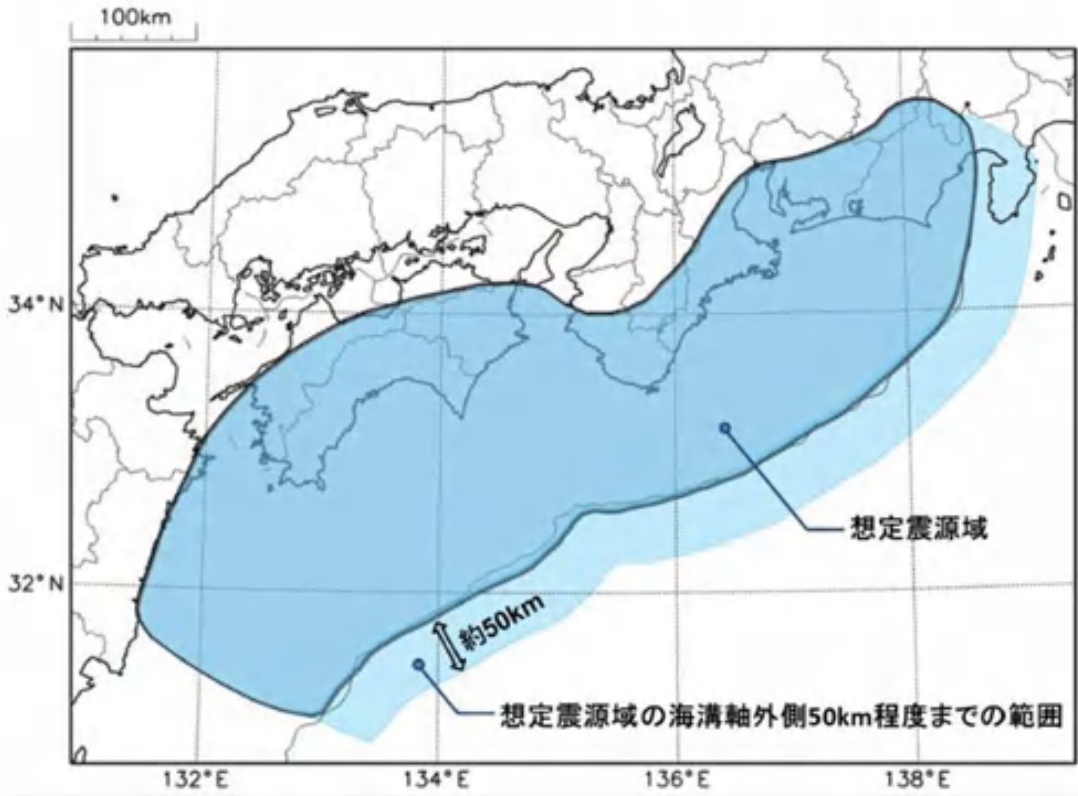
キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1箇所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{※1}において、モーメントマグニチュード^{※4}7.0以上の地震^{※3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲（下図参照）

※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する

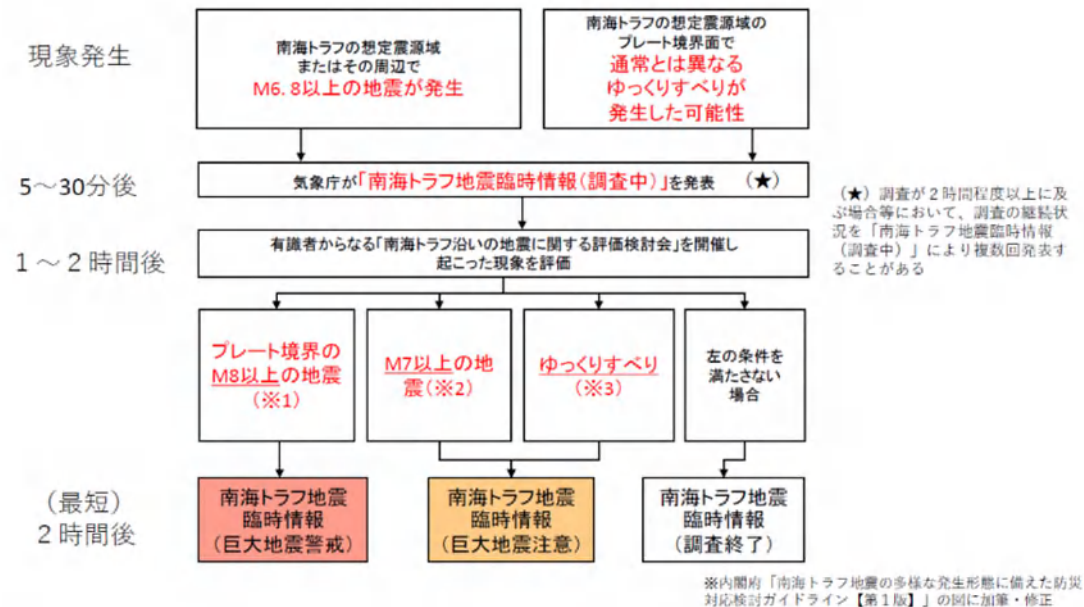
※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。



第2 情報発表までの流れ

気象庁による、異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れは、次図のとおりである。



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)
 ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)
 ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

第5節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

〔総務部消防防災課 企画情報部広報情報課・魅力創生課 財務部収納対策課 健康福祉部各課 教育委員会各課〕

第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

総務部長は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合、速やかに災害対策（警戒）本部体制に移行できるよう、全部局に対する連絡等、所要の準備を始める。

なお、情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や伝達体制については、「第3編 地震災害応急対策編 第2章 第1節 組織の設置、第3節 情報の収集及び伝達」に準ずる。

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

市長は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合は、災害対策本部（第2号配備）を設置し、市民に対し事前避難や住宅の倒壊、地震火災に対する備えを求めるほか、情報収集・連絡体制の確立、市民への広報、大規模地震発生後の災害応急対応の確認や防災上重要な施設等の点検など、地震への備えを徹底する。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

市長は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合は、「災害対策基本法」に基づき、直ちに『洲本市災害対策本部（第2号配備）』を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

本部設置後、災害対策本部会議を開催し、関係部局による今後の取組を確認するとともに、市民に対し、今後の備えについて呼びかけ^{*}を行う。

関係部局においては、災害対策本部会議の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、所管する施設等がある場合には、必要に応じて、これらの点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底する。

※市民に呼びかける今後の備えの例

- 家具の固定
- 避難場所及び避難経路の確認
- 家族との安否確認手段の取決め
- 家庭における備蓄の確認 等

なお、災害対策本部体制、情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や伝達体制については、「第3編 地震災害応急対策編 第2章 第1節 組織の設置、第3節 情報の収集及び伝達」に準ずる。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、市民等に密接に関係のある事項について周知するとともに、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかける。

なお、市民への周知については、「第3編 地震災害応急対策編 第2章 第3節 情報の収集及

び伝達」に準ずる。

3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとる。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

4 消防機関等の活動

消防本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防団（水防団）とともに、出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保に努める。

5 ライフライン

水道、電気、ガス、通信等の事業者は、必要な体制及び安全を確保し、後発地震の発生に備えて必要な措置を講じるものとし、その実施体制を定めておくものとする。

なお、ライフライン関係事業者の取る応急対策については、「第3編 地震災害応急対策編 第3章 第15節 ライフラインの応急対策の実施」に準ずる。

6 交通

(1) 道路

市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ情報提供するための体制を定めておく。

(2) 海上

海上保安本部、港湾管理者及び漁港管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意する。

港湾管理者及び漁港管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾・漁港の対策について、津波に対する安全性に留意する。

7 市が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理等を行う施設の、管理上の措置及び体制は、次のとおりとする。

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

① 各施設に共通する事項

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、施設入場者等への伝達

イ 施設入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 消防用設備の点検、整備

カ 各施設における緊急点検、巡視

（留意事項）

- 施設入場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう、適切な伝達方法を検討すること。

- 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況、その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

② 個別事項

ア 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

- イ 河川、海岸、港湾施設、漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
- ウ 病院は、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置
- エ 幼稚園、小・中学校等は、次に掲げる事項
 - 児童生徒等に対する保護の方法
 - 津波浸水想定区域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- オ 社会福祉施設は、次に掲げる事項
 - 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
 - 津波浸水想定区域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)の①に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- ① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ② 無線通信機等通信手段の確保
- ③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、速やかに工事を中断し、労働者等の安全を確保する。

8 帰宅困難者（通勤・通学・観光客等）に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における帰宅困難者の保護等のため、必要に応じて、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策の検討を行う。

第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、市の災害に関する会議等の設置等

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合には、これを踏まえ、準備態勢（第0号配備）を執り、一部割れのケースにおいては地震発生から1週間、ゆっくりすべりケースにおいては通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、その変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間は、必要に応じて、災害警戒本部体制に移行しながら対応を行う。

さらに、関係部局による今後の取組を確認するとともに、市民に対し、今後の備えについて呼びかけ*を行う。

※市民に呼びかける今後の備えの例

- 家具の固定
- 避難場所及び避難経路の確認
- 家族との安否確認手段の取決め
- 家庭における備蓄の確認 等

ただし、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の発表前に発生した地震に関し、既に災害対策本部が設置されている場合は、災害対策本部会議を開催する。

なお、災害警戒本部体制、情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や伝達体制については、「第3編 地震災害応急対策編 第2章 第1節 組織の設置、第3節 情報の収集及び伝達」に準ずる。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、市民等に密接に関係のある事項について周知するとともに、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかける。

なお、市民への周知については、「第3編 地震災害応急対策編 第2章 第3節 情報の収集及び伝達」に準ずる。

3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

4 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、沿岸地域の市民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

また、施設・設備等の点検等、日頃からの地震への備えを再確認する。

第4 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合の市の対応

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」が発表された場合、総務部長は、所要の準備を終了し、全部局にその旨を連絡する。

第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

〔総務部消防防災課 産業振興部農地整備課・林務水産課 都市整備部各課 各施設管理者〕

施設等の整備はおおむね五箇年を目途として行い、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

なお、具体的な施設等の整備計画は、「第2編 災害予防計画 第4章 第1節 防災基盤及び施設等の整備」に準じる。

第7節 防災訓練計画

〔総務部消防防災課・総務課 消防団 消防本部〕

市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、防災週間等を通じて積極的に、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。

上の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めるとともに、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。

第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

〔総務部消防防災課・総務課 企画情報部広報情報課 教育委員会各課 消防本部〕

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

第1 市職員に対する教育

職員に対し、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

(具体例)

- 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 地震・津波に関する一般的な知識
- 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 南海トラフ地震防災対策として今後取り組む必要のある課題
- 家庭内での地震防災対策の内容

第2 市民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、津波による浸水が予想される地域について事前に把握し、浸水範囲、避難場所等を示すハザードマップを作成して周知を図るとともに、市民等に対する教育を実施する。

防災教育は、地域単位、職場単位等で、その実態に応じて行うものとする。

(具体例)

- 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 地震・津波に関する一般的な知識（津波の危険や津波警報・避難指示等の意味合いなど）
- 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- 正確な情報入手の方法
- 防災関係機関が講じるべき災害応急対策等の内容
- 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

- 各地域における避難地及び避難経路に関する知識
- 避難生活に関する知識
- 市民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容